

Title	西独鉄鋼業の復興過程
Sub Title	Process of rehabilitation in the iron and steel industry of West Germany
Author	山本, 登
Publisher	慶應義塾経済学会
Publication year	1955
Jtitle	三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.48, No.12 (1955. 12) ,p.905(1)- 918(14)
JaLC DOI	10.14991/001.19551201-0001
Abstract	
Notes	論説
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19551201-0001

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

書評及び紹介

久武雅夫著『数理經濟學原理』……………鈴木 諒 一(四七)

F・ペーレンス著『近代經濟學の生誕』……………中 鉢 正 美(四九)

——ゴッセンへの批判——

エルスナー著『經濟恐慌』……………常 盤 政 治(五三)

千葉秀雄譯

市原季一著『ドイツ經營學』……………小 島 三 郎(五五)

——ドイツ的經營學の生成と發展——

西獨鐵鋼業の復興過程

山 本 登

はしがき

戦後十年間における西獨の目覚ましい經濟復興の過程については、今日既にわが國でも、内外の文献を通じて廣く紹介されている。ことに一九四八年の通貨改革を「起動力」として、順調な再建の軌道に乗り入れたことに關しても、衆目の一致する所と見られる。

O E E Cの昨年度西獨經濟現勢報告は、その冒頭にこの期間における西獨經濟の復興狀況について、次の如き纏りよき概観を與えている。

「西獨の經濟復興は、多くのメンバー諸國におけるよりも遅れて、且つ低い水準から出發した。しかし一九四八年の通貨改革以降、その回復は極めて急速であり、また人口の激増を伴つた。現在のその人口は戦前に比して二五%増であり、それは主として東部からの移民に基づく。西獨の防衛費負擔は、他のメンバー諸國のそれとは性質を異にし、かくてその經濟は西獨に特有の線に沿つて進展してきた。

一九五二年の下半年以降西獨における經濟的膨脹は、何等のインフレ的影響なしに非常な急速度で進展してきた。それどころか西獨の金融情勢は人口の増大にも拘らず強化され、國際收支は實質的な餘利を擧げ、またメンバー諸國からの民間輸入は大幅に自由化された。この様な發展に鑑みて、O E E Cの第五次年次報告書は將來についての樂觀論を掲げている。

しかしこの同じ報告書は、なお克服を要する次の諸困難についての注意を喚起している。これらの諸困難とは、即ち社會問題、とりわけ難民問題を含み、また現在なお狹隘すぎる資本市場や高すぎる利率率に關する金融技術上の問題、特別の投資努力がなお要求される基礎産業における低位の生産性の問題並びにE P U地域との間の西獨の極端な債權者の地位の是正の問題等である。」

報告書自體は、なおこの最後の問題を重要視して、その詳細な検討に移るわけであるが、多少長すぎるとも見られる前掲の引用は、誠によく西獨經濟の復興過程における主要な問題點を摘出してあるものと云えよう。

そして前述の如く、「通貨改革」を以て、再建への起動力と解するならば、同じ時期に始まったマインツナル援助は、その後の経過における推進力と評價して差支えないであろう。

これら二條件をいわずに前提として、その後の顕著な経済復興が導かれたわけであるが、その根據についても、今日既に種々の角度から考察されている。筆者も亦、この點に關しとくにわが國經濟の復興と比較して、次の四點を概括的に列挙した。

- (一) ルール工業地帯の温存
- (二) 技術的水準の優位
- (三) 通貨改革後の經濟政策の一貫性
- (四) 西獨國民の勤勉性

したがって復興の實態を明らかにするためには、このような廣汎な範圍に互つての考察を必要とするわけであるが、茲ではとくに(一)の問題をとりあげ、これとの關連において、就中西獨經濟復興の中軸をなしたと解される鐵鋼業の復興過程についての分析を進めて見たい。蓋し西獨鐵鋼業は依然として西獨の代表的産業の一つとして、その經濟の支柱をなすに止まらず、西歐防衛體制や「歐洲石炭・鐵鋼共同體」(モンタン・ユニオン)の一環として、頗る重要な國際的意義をも有するからに外ならぬ。

(註一) Fünf Jahre Deutsche Mark (Der Wiederaufbau der westdeutschen Wirtschaft seit der Währungsreform) Herausg. vom IFO-INSITUUT für Wirtschaftsforschung. 1953. S. 32. 邦譯「西獨經濟の再建過程」六六頁。

(註二) OEEC, Economic Conditions in the Federal Republic of Germany, 1954. p. 5.
(註三) 三田新聞七五一號。

一、地域的分割の影響

上述の限りでは、西獨は經濟復興の諸條件に恵まれていたかの感を受るかも知れない。しかし事實は戰災、敗戦、分割統治、施設撤去、賠償指定、財閥解體、生産の禁止・制限等々の一連の悪條件によつて、戦後少くとも通貨改革にいたるまでの間は激しい混亂期を経験せざるを得なかつた。西獨人はこの期間を「飢餓時代」(Hungerjahre)と呼ぶが、分割による國土の狭小化に加えて、東部からの滔々たる難民の流入は食糧逼迫の激化を導いた。かくて闇市場の成立、闇商人の横行を招いたことは、わが國と同様であつた。寧ろ困窮の状態は、わが國以上であつたと考えられる。しかもこの期間に後年の復興に向つて西獨國民の意欲を驅るものがあつたとするならば、それは一に懸つて前大戰後の苦しい體験の賜であつた。即ちまず敗戦に處しての心構えが、例えば日本人の場合とは異つておつたと見られるし、また戦後數年の耐乏の後には必ず再建しようとの自信も強かつた如くである。加えて國內政治經濟の安定化と恵まれた國際環境によつて、比較的順調な復興過程を迎えるにいたつたと解される。

だが前述の諸悪條件が、この復興を阻害する上に深大な影響を與えたことを度外視してはならない。本稿が直接の對象とする「鐵鋼業の復興過程」についても、それらは多大な阻止的作用を及ぼした

と見られる。

西獨の全産業、というよりは寧ろ經濟全般に互つて最も深刻な且つ基本的な影響を與えたのは、いうまでもなく國土の分割であつた。周知の如くオーデル・ナイセ河以東の地域は主としてポーランド(一部はソ連領)に編入され、殘餘の地域が當初は米・英・佛・ソの四占領地區に、そして後に前三者の統合によつていわゆる西獨と東獨(嚴密には中獨乃至はソ連占領地區)に二分されている。

この地域的分割の經濟的結果は、主として農業地帯であるオーデル・ナイセ河以東の東部領域の離脱、そして農業地帯であり且つ纖維工業、光學工業等を中心として輕工業地帯である中獨(以下ソ連占領地區を指す)と鐵鋼業、炭礦業、機械製造工業等を中心とする重工業地帯としての西獨との分離であつた。

それはとりも直さずドイツ經濟全體としての有機的統一の分裂を

意味した。そして現在の西獨がすぐれて工業地帯であるという點から、工業生産能力の面から見る限り、地域的分割の影響は、さ程大きくなかつたとも見られる。ミュンヘン經濟研究所の調査によれば、西獨に残存した鐵工業の分野は、一九三六年における全販賣額の六一%、輸出額の六七%に達したのである。次表に示す如く、それは原料並びに生産財産業において六六%、投資財産業において六一%、消費財産業において五三%、全平均六一%であつた。

したがつて西獨にとつて、問題は工業生産能力自體よりも、寧ろ食糧不足、工業原料の不足、さらに鐵のカーテンによつて東獨、東歐と遮斷されたことによる市場の狹隘化をめぐつての困難が一層大であつたと肯かれる。

鐵鋼業に關しては、上表の示す如くその七七%が西獨に残存し、他の工業部門に比較して、影響の最も輕微な部類に屬する。同じ研究所の別の資料では、この數字は七九%であり、さらに従業員數(一九三六年)並びに經營數(一九三九年)の比率からいうと、夫々八〇%及び八七%に當るものが残存した。ことに一九三八年の種目別生産高から見ると、鉄鐵八四%、粗鋼七九%、壓延鋼製品七六%の比率が示されている。

その地域別の比率は次頁表の如くである。
同表によるとオーデル・ナイセ河以東、ソ連占領地區及びベルリンにおいて失われたものは、販賣額及び従業員數について、大體、全體の一〇%程度ということが判り、これに匹敵するだけの

西獨に残存した鐵工業の比重
(1936年當時の狀況による)

部門	現在中獨に殘存した部門の西獨に歸屬した割合
原料及生産財産業	66%
鐵業(石油採取を除く)	65
製鐵・製鋼・鑄造	77
非鐵金屬工業	63
精油工業(石油採取を含む)	65
鐵	62
化學	65
ム・石綿紙	77
製材加工	48
木材加工	57
投資財産業	61
機械製造	58
車輛製造	68
鐵鋼・金屬製品	70
鐵鋼建築・造船	77
電氣工業	38
精密機械・レンズ	50
消費財産業	53
ガラス・陶器	48
木製品	60
紙製品・印刷	50
皮革工業	72
纖維工業	55
縫製品工業	39
全産業	61

西獨鐵鋼業に對する地域分割の意義

領 域	販 賣 額 (1936)	従 業 員 數 (1936)	經 營 數 (1939)	生 産 高 (1938)		
				銑 鐵	粗 鋼	歴 延 鋼 品 製
100 分 比						
舊ドイツ帝國	100	100	100	100	100	100
米 地 區	4	4	8	—	—	—
佛 地 區	4	4	4	—	—	—
英 地 區	71	72	75	—	—	—
西 獨 小 計	79	80	87	84	79	76
ベ ル リ ン (東 西)	1	1	2	—	—	—
ソ 連 地 區	6	6	6	1	7	8
四 占 領 區 合 計	86	87	95	85	86	84
ザ ー ル 地 域	11	10	2	13	11	12
オ ー デ ル の 地 域	3	3	3	2	3	4

のが、さらにザール地方の分離によつて失われている。殊に種目別生産高についてのザール地方の銑鐵一三%、粗鋼一%、歴延鋼製品一二%という数字は、現在獨・佛間で係争中のザール問題の重要性を裏書きするに足りる材料といえよう。

だが西獨の鐵鋼業にとつても、當初最も注目を要したのは販路問題、換言すれば嘗ての最大の顧客であつた東・中獨市場の分離ということであつた。しかし戦争直後の期間においては、西獨鐵鋼業の生産が低位にあり、國內需要をさえ充たすに至らず、その後生産高の上昇と共に、例えば一九五〇年初期に多少供給過剩となつたこともあつたが、その後は國內加工消費の増大によつて、大體需要が上廻る状態にあり、販賣市場としての東・中獨の脱落は、殆んど影響を與えていないと見てよい。

かくて西獨鐵鋼業に對する地域的分割の影響は比較的輕いものと評價され、より直接的な影響は、戦災やとくに戦後の施設撤去、生産制限・禁止、財閥解體等の措置によつて與えられたと解して差支えない。

(註一) Fünf Jahre Deutsche Mark. S. 31. 邦譯六三頁。

(註二) Eisen und Stahl, Nicht-eisen-Metalle (Deutsches Branchenhandbuch für Industrie und Handel) 1952. S. 4.

一、戦災と施設撤去による被害

先ず戦災については、注目に値することは西獨の鐵鋼業が戦争による直接的被害を比較的蒙つていないことである。同じことが鐵鋼業の集中しているルール工業地帯全般について云えるのみならず、

さらにはドイツの全工業施設についても當嵌る。ドイツ側の調査によれば、戦災によつて失われた西獨地域内の工業生産能力は、全體の約一二%に止まつた。^(註一)この被害率は意外に少いと見られるかも知れない。しかしこの點については、戦争の後半期ドイツの敗色が濃くなつてからは、連合國軍の主要な爆撃目標が、工業施設自體よりも寧ろ輸送網の遮断と、とりわけ銑後の民心攪亂を狙つた都市爆撃に移り、工業施設そのものは戦後の賠償取立目的のために却つて温存されたことによるものと解釋できる。事實、後述する如く、戦後における施設の撤去はかなり苛酷に行われ、その損害率は全體の八%に及んだのである。

とはいへ勿論鐵鋼業が戦災を全く免れたわけではない。昨春筆者がルール工業地帯を視察して廻つた時の見聞からいつても、嘗てから著名な製鐵所は狙い打ち的に相當の爆撃の被害を受けていた。一例を挙げればデュースブルヒ・ハムボルの舊合同製鋼系のアウグスト・ティッセン製鐵所では、爆撃の被害率は全施設の四〇—五〇%に及んだと聞いた。製鐵所側の説明によれば、これはルール工業地帯でも最大の被害であり、しかも戦後の施設撤去によつて全體の八〇%が持ち去られたとして、この方を恨むことが甚だしかった。しかも近くの地域には、殆んど無疵の諸工場がいくつでも存在して操業を再開しており、前記の一二%という数字が誤りでないとの印象を深めた。

そこで鐵鋼業に對する打撃は、寧ろ戦後の施設撤去によつて齎された。

ポツダム協定によれば「許可される工業にとつて餘剰の生産能力

西獨鐵鋼業の復興過程

は、連合國賠償委員會によつて勸告された賠償計畫に當てられるものとし、且つそれが撤去されるべきか、或は撤去しない場合に破壊されるべきかは、參加諸政府によつて裁定されるべき」と決められた。これに基づいて、一九四六年三月の連合國管理委員會の工業計畫によると、施設撤去は次の三項の目的に役立つべきものとされた。^(註二)

- (一) ドイツの戦争潜在力の否定と工業的非軍事化。
- (二) 賠償の支拂。
- (三) ドイツの生活水準のヨーロッパ諸國(イギリス及びソ連邦を除く)の平均的水準への引下げ。

このような規準から、廣汎な範圍に互る施設撤去が決められ、當然それは鐵鋼業に對しても深刻な影響を與えた。即ち鐵鋼生産能力の三〇—三五%程度の切下げが決定され、しかも大體この比率近くまで數年をかけて實行された。^(註三)

西獨鐵鋼業に對するその打撃は、單にこの比率の問題に止まらず、西獨のみならずヨーロッパでの高性能工場と目されるものが撤去の對象とされたことによつて、一層甚だしかつた如くである。例えば前述のアウグスト・ティッセン製鐵所をはじめとして、デュンスラーケン^(註四)の歴延鋼工場のドイツ唯一の一貫的歴延施設やミュールハイム^(註五)のドイツ鋼管會社の最大の歴延施設の如きである。その他鍛鐵機械や電氣製鋼施設の撤去も大幅に行われた。

元來、連合國側のルール工業地帯に對する施設撤去・産業解體の根本方針は、この地帯の工業に特有な合成的體系の分解、就中石炭と鐵鋼の分離にあつたと見られる。しかも戦後の西獨並びにヨーロッパ諸國にとつて緊急に必要とされた石炭に關しては、これを第

A Menace to European Recovery. 1949. pp. 78-85.
(註五) Deutsches Branchenhandbuch. S. 5.

三、生産制限、財閥解體とその緩和

二次的な、間接的な施設撤去の対象とし、ことに採炭施設そのものよりも、寧ろ鑛山施設やコークス爐施設の供給工場の撤去に重點が置かれている。これに對して鐵鋼業は、化學工業及び金屬加工工業と共に、第一次的な直接的な施設撤去の目標とされ、しかもドイツが最も誇りとした高性能の電氣製鐵施設や壓延施設について最も嚴格であつたと解される。^(註四) 壓延部門における撤去の被害率は、次の如くであつた。型鋼四〇%、棒鋼二〇%、厚及び中鋼板五七%、薄鋼板一三%、帶鋼(熱間)五五%、繼目無鋼管四一%、細型鐵鋼材五〇%、壓延線材六〇%等である。^(註五)

しかし施設の撤去は、必ずしもすべて目標通り行われたわけではない。西獨側からの抗議に加えて、連合國側においても、とくにアメリカから撤去繼續の不經濟性や無意義が指摘されるようになった。これはいうまでもなく一九四八年以降のアメリカ世界政策の轉換——反共政策の推進、マーシャル・プランの適用等を背景とするものであつた。しかも尙一九五〇年末にいたるまで、撤去は部分的に遂行された。だが撤去の費用や運搬費が高むことに加えて、撤去された施設が實際に外國で殆んど有効に利用されていないということは、大きな反省の糧となり、ことにその後の國際環境の推轉は、撤去停止の方向へと導いた。

- (註一) Fünf Jahre Deutsche Mark S. 32. 邦譯六五頁。
- (註二) Taschenbuch für die Wirtschaft. Herausg. vom Deutschen Institut. 1953. S. A 3/1.
- (註三) Deutsches Branchenhandbuch. S. 5.
- (註四) W. Hasenack, Dismantling in the Ruhr Valley,

年八月からのシェーマン・プランの發足と共に全面的に撤廢された。

かくて西獨の鐵鋼業は、一應再建の軌道に乗つたと評價されるが、なお戦前実績の年産千五・六百萬トンに比較すれば、充分回復しえたとは云いえない。

そしてその背後には、前述の諸悪條件の影響以外に、連合國側によつて遂行された財閥解體の阻害的作用について、觸れておかねばならない。日本の場合と同様、西獨の大産業については、經濟民主化の線に沿つて組織の解體が進められた。鐵鋼業においては巨大コンツェルンとして、戦前には年産七〇〇萬トンの製鋼量を以てドイツ鐵鋼界をリードしていた合同製鋼トラスト(Vereinigte Stahlwerke A. G. Düsseldorf)をはじめ、グループ財團、マンネスマン鋼管會社等九大企業がその對象とされ、これらのグループから先ず四十以上の小會社の設立が豫定され、その中十七のものが合同製鋼一社から分立するものとされた。^(註六)

鐵鋼業再編成の實際の手續きは、ドイツ人の管理受託者團(Trennhandverwaltung)後の受託者協會(Trennhändervereinigung)を通じて行われたが、この部面においても、既述の國際的理由を基として、可成りの緩和が具現されたことを見逃し得ない。大體は前記受託者協會が五〇年秋に連合國管理部に提出した原案に基づいて、五一年八月から五二年五月までの間に二十四の新會社が設立された。^(註七) 細分化は合同製鋼について最も厳しく、五三年五月に新設されたアウグスト・ティッセン社を含めて、製鐵・製鋼部門十三社、炭鐵部門二社、機械製造部門一社、商事部門一社に分散された。

西獨鐵鋼業の復興過程

同様の事情は、鐵鋼業に對する生産制限の措置についても見出される。前述の施設撤去に止まらず、戦争直後には連合國側によつて殘存施設についての嚴重な生産制限が課せられた。即ち一九四六年三月には、ルールの製鋼設備能力の限度は七五〇萬トン、實際生産量の枠は國產原料の使用を條件として五八〇萬トンと定められた。しかし現實には、これ程の生産実績すら挙げ得ず、粗鋼生産高は四六年約二六〇萬トン、四七年約三〇六萬トンに止まつた。この時期に前述の如き西歐をめぐる國際情勢の變轉が生じ、制限の大幅な緩和が急速に進められることになつた。當初ルール工業地帯はイギリスの單獨管理の下におかれたが、四八年の初頭からはアメリカとの共同管理に移され、制限緩和は一層の進展を示した。既に四七年八月には、米・英・佛三國の協議によつて製鋼許可量は英米占領地區について一〇七〇萬トンまで引上げられたが、四九年春には、三國外相會議の結果として、製鋼設備能力一三七〇萬トン、實生産量一一一〇萬トンに改訂せられた。現實の粗鋼生産高はこの間に、四八年五五六萬トン、四九年九一六萬トンと躍進した。そして五〇年には早くも年産一二一〇萬トンと最高制限量を突破するにいたつたのであるが、國際情勢の逼迫化に鑑み、原則的には引續き一一一〇萬トンの枠を維持しながら、連合國の國防目的に役立つ限り、この枠を越える増産を認めることにした。後にこの形式的制限は、五二

鐵鋼生産の集中割合 (%)

舊社名	1938年 四半期平均	繼承會社名	1952年 第三・四半期
合同製鋼	38.7	十三社(註)	46.2
クレックナー	5.4	西北ドイツ製鋼	8.3
マンネスマン鋼管	5.2	{マンネスマン(株) ハーンシエ・ウエルケ}	{7.9 1.2}
グーテホフノングス ヒュッテ(オーバーハ ウゼン)	6.5	オーバーハウゼン製鋼	8.5
フリードリッヒ ・クルップ	10.5	ラインハウゼン製鋼	8.8
ヘッシュユ	6.4	ヘッシュ・ウエルケ	8.4
イルゼダー・ヒュッテ	3.3	イルゼダー・ヒュッテ	4.5
計	76.0		93.8

(註) 鐵鋼十三社・鑛山二社・ほか二社

かくて連合國側が解體の目標とした巨大な集中の排除は一應達成せられたかに見える。しかし事實は必ずしもそうではなく、例えば上表の如く戦前に合同製鋼トラストが占めた集中度は、全國製鋼量の約三九%であつたものが、戦後の舊合同製鋼系十三會社の占める比率は四六%を越え、また戦前合同製鋼を

の集中度が七六%であつたのに對して、戦後は前記十三社と他の七
大會社で約九四%を占めるにいたつたことが指摘されて^(註三)いる。
とくにルール工業地帯で連合國側が意圖した石炭と鐵鋼部門の
分離も、地域的並びに技術的理由から、製鐵上必要なコークス炭の
七五%までを最高限度として、兼營を認めたので、實際の効果は大
いに削減された。かくて舊合同製鋼系十三社の中、八社までが炭鐵
の所有を認められた。それはこの地方特有の合成的體系——複合企
業體の持續を許すものであり、現在においても西ヨーロッパにおい
てルール工業地帯の占める意義を裏書きするに足る。

(註一) Taschenbuch für die Wirtschaft. S. A 5/3.

(註二) 小島精一監修「ドイツ鐵鋼業」(鋼材俱樂部編著) 昭和
二八年一三四頁。

(註三) 「獨占強化した西獨・鐵鋼業」(エコノミスト) 昭和三
〇年一〇月一日號五五頁。

四、復興過程の諸困難

前項まで述べた所は、西獨鐵鋼業の復興を阻害した外部からの、
主としていわば非經濟的因由に基づく諸條件についての概貌である
が、これと關連して以下その復興過程における摩擦や困難等の經濟
的要因の若干について言及しておきたい。

この意味で注目されるのは、資本問題、原料問題、市場問題等
である。

先ず獨り鐵鋼業に限らず、西獨經濟の復興について、大きな悩み
となつたのは、資本不足、資本市場缺如の問題であつた。とくに直

接の施設撤去の對象とせられ、また永く連合國の管理下におかれて
企業の新編成にも遅れた鐵鋼業にとつては、再建のための資本の調
達は頗る困難であつた。

通貨改革以後の自由經濟體制の下に、高収益を挙げえた産業部門
においては、自己金融が可能となつたが、國際管理の下に製品を低
價格に抑えられた鐵鋼業においては、資本蓄積の餘裕はなかつた。
この資本の不足に對して、マインツル・プランに基づく見返資金の
援用は、これを幾分潤したものと見られる。さらにこの隘路を打開
するために、加工産業部門から基礎資材部門に對する共同融資を目
的とする投資援助資金 (Investitionshilfenittel) の設定が企て
られ、一〇億マルクの據出が定められた^(註一)。これは一九五二年初頭に
法制化されて、強制力をもつにいたつたが、一九五三年初めまでに
五億マルクの資金が集まるに止まつた。その後は他産業部門におけ
る利潤の減少と逆に、基礎資材部門の價格上昇に伴う収益性の増大
によつて、この措置は打切りとなつた。しかし一般に尙資本市場は
決して潤澤ではないので、一九五二年の十二月に「資本市場育成法」
が公布され、これによつて確定利付證券の利子につき税法上の軽減
が認められることになつた。だがこれによつて、鐵鋼業にとつての
資本不足が解決されるわけではなく、その再建の推進のためには、當
然外資の導入が問題となつた。西獨としては勿論アメリカからの資
本の導入を歓迎したわけであるが、これに對しては、フランス、ベ
ルギー等の西歐諸國に反對の意向が強くなり、中々實現の運びにいた
らなかつた。この意味で、後のシューマン・プランに基づく歐洲石炭・
鐵鋼共同體の結成は、このような西歐の經濟的統合組織という形に

において、そのための途を拓いたといえる。

第二の問題は原料調達をめぐつて生じた。先ず石炭は、鐵鋼業に
比べて炭鐵業の回復は早かつたにも拘らず、戦後のフランスやベル
ギーに對する強制輸出のために、また鐵鋼業の再建に伴うコークス
炭の不足によつて、アメリカ炭の輸入を増大した。その後の炭鐵業
の復興の進展によつて、事情は稍、好轉を示したにも拘らず「歐洲
石炭・鐵鋼共同體」の發足に基づく、石炭の供出義務によつて、現
在でもアメリカ炭の輸入が続いている。そして將來についても、西
獨鐵鋼業の生産能力が擴大されれば、國內炭のみで賄うことは不可
能と見られている。

原料としての鐵鐵石の供給については、戦前、ドイツの鐵鋼業は
數量において七割を外國鐵石に依存していた。そこで戦後暫らく原
料を國內鐵石に限られた際は、非常な困難を感じたが、反面國內の
増産、貧鐵處理が進められた。これについてはナチス治下、國內原
料自給政策の建前から開設された西獨中東部ザルツギターの舊ヘル
マン・ゲーリング會社のザルツギター製鐵所の再開が代表的な例を
提供し、廣汎な地域に互つての探掘と貧鐵處理の改善を進めてはい
るが、充分の効果を擧げていない。したがつて戦後も一九四八年以
來、外國鐵石の輸入が積極的に企てられつつあり、スウェーデン鐵
をはじめとして、その外國依存度を増しつつある^(註三)。しかしスウェー
デン鐵山も戦後は米・英・波蘭等の諸國に大量供給しているので、
西獨の大量輸入には依然難色がつき纏つている。したがつて「歐洲
石炭・鐵鋼共同體」内での程度を賄うるかは、西獨鐵鋼業にと
つて一つの課題である。

西獨鐵鋼業の復興過程

なおスクラップの需給に關しては、戦後暫らくは戰災施設スクラ
ップの利用により、供給潤澤であり、一九四八年の通貨改革後は出
廻り著増して、利用度も戦前に比して著しく増大した。しかし英・
米への強制輸出、とくに朝鮮動亂以後の内外需要の激増により、早
くも枯渇に轉じ、その對策を必要とするにいたつた。

市場問題については、既に第一項において地域的分割に基づく東
獨・東歐市場の喪失が手痛い打撃であつたことを指摘した。尤も戦
後暫らくは生産の回復が充分でなく、且つ旺盛な國內需要のために
輸出餘力を有しなかつた譯であるが、一九五〇年より顯著な回復傾
向を示した。かくて生産に對する輸出の比率も戦前の二四%を凌ぐ
實績を擧げた。地域的には東歐の脱落で、歐洲向輸出は戦前の六四
%から五一年の四八%へ低下したが、反面アメリカ向輸出が増大し
戦前の一八%から三八%に増大した^(註三)。しかしこれはアメリカ石炭輸
入の代償としての鋼材の供給があるので、正規の貿易關係とはい
ない。その他は南米向、中近東向さらにはアジア向と市場の擴大が
努力されている。また「歐洲石炭・鐵鋼共同體」の結成は、この市
場問題の解決にも寄與すべきものとされた。ことに西歐再軍備機運
の擡頭が、西獨の鐵鋼業にとつても刺戟となつたことは明白である
が、現在西獨も亦新歐洲連合の下に急速な再軍備を必要とする事情
から、若干の鐵鋼製品については寧ろ不足とする點もあり、市場問
題解決の方向は混沌としているといわざるを得ない。

その他鐵鋼業そのものの内部的な諸問題としては、なお關説すべ
き多くの點が見出される。例えば價格問題、生産性問題、勞資共同
經營問題等々であるが、茲ではより大局的な見地から、その後の西

獨鐵鋼業の發展方向を大きく規制するにいたつたと見られるシュエマン・プランの發足——「歐洲石炭・鐵鋼共同體」の結成とその影響に考察の重點を移すこととしたい。

(註一) Fünf Jahre. S. 22. 邦譯三九頁。

(註二) Ibid. S. 23. 邦譯四一頁。

(註三) 前掲小島一一八頁。

(註四) 前掲小島二〇二頁。

五、「歐洲石炭・鐵鋼共同體」の結成

既に明らかな如く、戦後の西獨經濟の低迷状態から再建への出發點を與えたものは、國內的には一九四八年の通貨改革であり、またそれ以後の經濟政策の効果を見逃しえないが、復興の進展過程に一層有力な影響を及ぼしたのは、國際情勢の變轉に基づく占領行政の變化、就中アメリカの反共世界政策の推進を背景とする積極的な西獨復興援助政策であつた。

マーンシャル援助は、先ず當時最も不足していた食糧輸入に當てられたことは事實だが、同時に工業原料や特殊機械の輸入にも充當されて、西獨經濟復興のための活路を與えたに外ならない。西獨がその受容れに際して、マーンシャル・プラン省(現在の經濟協力省)を設立し、同援助に關する一切の取扱いを統一的・組織的に運営したことは、甚だ有効であつた。しかしアメリカの積極的態度は、往々にして、他の西歐諸國とりわけフランスの警戒心を助長し、このよ様な事情から生れたのがシュエマン・プランであつたといえる。これに基づく「歐洲石炭・鐵鋼共同體」の使命は「加盟諸國の全

經濟との調和において、共同市場の創設を通じ、經濟の擴大、雇用の増大並びに生活水準の向上に寄與するにある」と謳われた。これへの西獨の参加に關しては、西獨國內において賛否兩論者の間に激論が戦わされ、「共同體」を以て「西獨の犠牲においてフランスの復興を扶けるもの」との批判が厳しく、現在でも國內識者の五―六割は、反對論者によつて占められている。

それにも拘らず周知の如く、「共同市場」の設定は、一九五三年二月先ず石炭と鐵礦石について發足し、次いで三月スクラップ、五月鐵鋼と擴大された(昨年八月より特殊鋼を加う)。「共同體」自體の發展や意義についての検討は他日に譲るが、それが戦後の世界經濟の一動向であるリージョナリズム的發展の基盤に立つヨーロッパの經濟的統合にとつての新しい方途であり、試みであることが注目される。ことにそれがルクセンブルグに本部をもつ、一の超國家的な機構であることを特色とするが、反面純經濟的といえない政治的色彩の加味を否定しえない。したがつて例えばフランスの批准拒否により嘗ての歐洲防衛共同體(EDC)が流産に終つた時には「歐洲石炭・鐵鋼共同體」の前途が危まれた。

しかしやがて現在の新西歐連合(WEU)の成立を背景として、再び生氣を取戻し、昨年十二月には、發足以來の懸案であつたイギリスとの連携體制も成り、また本年七月ブラッセルの専門家會議では、石炭・鐵鋼以外に原子力・動力・運輸と公共事業の分野における統合、投資と人的資源に關する共同市場創設についても検討することを定めた。かくてそれは現在、強力的な政治的背景を得て擴大の機運にあるが、このように政治的動向に左右されがちな點に一つの

弱點を藏するといわなくてはならない。しかしそれが加盟諸國の産業に、安定した市場を提供するという効果は見逃さるべきでなく、西獨鐵鋼業に對する功罪もこのような見地から評價さるべきであろう。

(註一) Europäische Gemeinschaft für Kohle und Stahl.

Hohe Behörde; Dritte Gesamterichte über die

Tätigkeit der Gemeinschaft. 1955. S. 15.

六、「共同體」の進展と西獨鐵鋼業

「歐洲石炭・鐵鋼共同體」の下に、現實に西獨の鐵鋼業は如何なる發展を續けてきたであろうか。朝鮮動亂に基づく輸入原料の國際價格の騰貴が、その限りではコスト高の原因となつたが、逆に西歐諸國からの軍需の増大は、「共同體」内における西獨の鐵鋼生産能力の擴張に資した。動亂の終結後も、西歐諸國からの復興需要、さらには既に指摘した如き西獨自體の再軍備需要に支えられて西獨鐵鋼業は依然好況にあると見て良い。

例えば一九五二―五四年における西獨を含む「共同體」内の粗鋼生産量の推移は次頁上段表の如くであつた。

しかし「共同體」の目標とする共同市場の設定という點から見て重要なものは、相互間の市場依存關係の進展であろう。注文高から測定したその相互依存率は、次の推移を示した。

「共同體」最高機關の資料によれば、一九五〇―五二年の間は、この率は六九・一〇%程度であつた。それが一九五三年第四・四半期には一六・五%、一九五四年第一・四半期には一八・三%に上昇し

た。しかしこれは一九五四年第二・四半期には一四・五%に下落した。それはこの時期に西獨及びイタリーにおける國內需要が著しく増加したことに依ると見られている。次頁下段表に示す如く、本年に入つてから、一月一六・六%、二月一四・五%という成績が示されている。

これは「共同體」内部の全般についての記録であるが、相互關係の具體的な様相は、「共同體」内の相互貿易の進展によつて、一層明確に解明される。「共同體」の調査に従えば、相互貿易量は鋼鐵についての共同市場が開かれてから數ヶ月後の一九五三年末頃から増大しはじめた。一九五三年は西歐全體としては經濟的發展は稍、停滞を示したにも拘らず、この相互貿易量は一九五二年の二一〇萬トンに對して、一九五三年二八〇萬トンと三三%の増加率を挙げた。一九五四年には、「共同體」内部の鐵鋼業の進展に伴つて、相互貿易量はさらに増大を續け、年間四二〇萬トンとなり、前年比五〇%増、數量において一九五二年の二倍となつた。相互に交易された製品の數量は、粗鋼量で換算して、全粗鋼生産量の五・五%(一九五二年)から、一〇・四%(一九五四年)に上昇したのである。そして第三國への輸出がさ程變化なかつたのに比べて、「共同體」内部の貿易は、全體の三二%(一九五二年)から六三%(一九五四年)に増加した。換言すれば、共同體諸國から國境外に賣却された鋼鐵各一〇トン單位のうち、一九五二年にはその約二・五トンが他の「共同體」諸國に提供されていたのに、一九五四年には一〇トンのうち四トンを占めることになつたのである。

この期間の増大については、「共同體」内の各國が、供給者並び

「共同體」内における鐵鋼製品貿易 (單位千トン)

供給國	行先國	1952	1953	1954	1954			
					第一・四半期	第二・四半期	第三・四半期	第四・四半期
ドイツ	ベルギー及ルクセンブルグ	88.8	129.6	119.2	35.7	28.8	29.4	25.3
	佛及ザール	9.6	27.6	104.1	20.4	17.1	28.5	38.1
	イタリー	62.4	80.4	139.3	41.4	38.4	30.3	29.2
	オランダ	141.6	259.2	408.7	96.3	81.0	105.6	125.8
	合計	302.4	496.8	771.3	193.8	165.3	193.8	218.4
ルクセンブルグ及	ドイツ	532.8	458.4	665.8	112.8	154.8	177.0	221.4
	佛及ザール	14.4	69.6	308.4	60.3	74.7	78.6	94.8
	イタリー	135.6	180.8	109.5	19.2	30.6	29.1	30.6
	オランダ	571.2	580.8	795.3	211.5	178.8	183.3	221.7
	合計	1,254.0	1,239.6	1,879.0	403.8	438.9	468.0	568.5
フランス及ザール	ドイツ	243.6	483.6	855.9	136.8	199.8	243.6	275.7
	ベルギー及ルクセンブルグ	70.8	148.8	137.8	13.2	11.1	37.2	76.3
	イタリー	121.2	220.8	239.4	68.1	61.2	41.7	68.4
	オランダ	45.6	98.4	71.0	15.0	20.7	17.1	18.2
	合計	481.2	951.6	1,304.1	233.1	292.8	339.6	438.6
イタリー	ドイツ	0.5	1.2	1.93	0.06	0.24	0.66	0.97
	ベルギー及ルクセンブルグ	0.8	0.0	—	—	—	—	—
	佛及ザール	0.1	1.2	3.66	0.0	0.33	0.63	2.7
	オランダ	1.0	2.4	1.40	0.03	0.54	0.30	0.53
	合計	2.4	4.8	6.99	0.09	1.11	1.59	4.20
オランダ	ドイツ	9.6	55.2	154.9	14.4	36.6	51.0	52.9
	ベルギー及ルクセンブルグ	51.6	42.0	56.3	7.8	15.0	17.7	15.8
	佛及ザール	3.6	12.0	26.6	5.4	8.4	6.9	5.9
	イタリー	3.6	8.4	17.1	11.1	5.7	0.3	0.0
	合計	68.4	117.6	254.9	38.7	65.7	75.9	74.6
總計		2,108.4	2,810.4	4,216.3	869.5	963.8	1,078.9	1,304.3
ドイツ	ベルギー及ルクセンブルグ	786.5	998.4	1,678.5	264.1	391.5	472.3	551.0
	佛及ザール	212.0	320.4	313.3	56.7	54.9	84.3	117.4
	イタリー	27.7	110.4	442.8	86.1	100.5	114.6	141.5
	オランダ	322.8	440.4	505.3	139.8	135.9	101.4	128.2
	オランダ	759.4	940.8	1,276.4	322.8	281.0	306.3	366.2

地域別粗鋼生産高 (單位千トン)

	1952	1953	1954
ドイツ	15806	15429	17434
下ザクセン	1273	1394	1594
北ライン・ウエストファーレン	13429	13001	14667
ヘッセン	75	69	84
ラインランド・ファルツ	452	427	507
バーデン・ヴュルテンベルク	30	26	29
バイエルン	539	495	543
シュレスウィヒ・ホルシュタイン	8	9	10
フランクフルン	10867	9974	10626
ザール	2823	2682	2804
ベルギー	5098	4504	4994
ルクセンブルグ	3002	2658	2828
イタリー	3535	3520	4175
オランダ	685	889	929
合計	41816	39656	43790

市場相互依存度の發展 (單位千トン)

	發註元		相互依存度
	共同體内の消費者	共同體内、生産者國以外の消費者	
1953 { 9月	1,633	228	14.4%
{ 第四・四半期 (月平均)	1,774	293	16.5
1954 { 第一・四半期 (月平均)	1,912	350	18.3
{ 第二・四半期 (")	2,270	329	14.5
{ 第三・四半期 (")	2,602	408	15.7
{ 第四・四半期 (")	3,071	526	17.1
1955 { 1月	2,892	479	16.6
{ 2月	2,700	392	14.5

に買手として夫々參與しているが、ことに一九五四年における増加の顯著な特質として、佛ザール・ベルギー・ルクセンブルグ及びオランダからの西獨の輸入増大が指摘される。この年、西獨の國內消費量は略々一七〇〇萬トンに上つたが、約一七〇〇萬トンを他の「共同體」諸國から輸入した。その供給國の内譯は、佛及びザール五一%、ベルギー及びルクセンブルグ四〇%、オランダ九%であつた。既掲の如き西獨における粗鋼生産高の増大にも拘らず、再軍備を挺子とする國內需要の増加は、鐵鋼製品の輸入擴大を不可避としたと解せられる。他方輸出力も増大し、才掲表の如く「共同體」諸國への輸出量は一九五四年に七七萬トンを越えたが、國內における入産は九〇萬トンに達したわけである。一九五二―五四年の「共同體」内部における各國

別の鐵鋼製品貿易の實態は次の如くであつた。^(註四)

前表によつて「共同體」發足以降の共同市場の進展の經過を知ると共に、その間における西獨の地位を推知することが出来る。なお一九五二—五四年における西獨の第三國向鐵鋼製品輸出入の實績は次の如くであつた。^(註五)

	輸出 (千トン)	輸入 (千トン)
一九五二	一、三三・八	一、八四・八
一九五三	一、〇五・六	二〇三・九
一九五四	一、四九・三	二二二・三
	第一・四半期	三三・一
	第二・四半期	四〇・八
一九五四	第三・四半期	三三・六
	第四・四半期	三三・八
		七・九

即ち一九五四年第三・四半期からの輸出減退に比して、輸入増大の傾向が看取せられる。

かくして、輸出入共に「共同體」相互貿易の擴大——共同市場の進展が示されるにも拘らず、依然として西獨の輸出については第三國市場が壓倒的な比重を占め、輸入についてはのみ共同市場の優勢が示されるに止まる。共同體の發足——共同市場の設定についての西獨側の反對根據の一つが「犠牲的なルール炭の提供に對して西獨は必ずしも鐵鋼製品について「共同體」から恩恵を受けることが少い」というにあつたことを想起する時、そこには依然として未解決の問題が残されているといわなくてはならない。しかし「共同體」

の發展が國境を取外した「國內的市場」にまで進み、そこに安定した市場が形成されることになれば、西獨鐵鋼業にとつてもその効果を無視することは許されない。勿論それはなお迂遠な途であり、また既に指摘した如き政治的背景の變轉により左右される傾が強い。しかし純粹に經濟的に見れば、急速に復興してきた炭鐵業と鐵鋼業を含むルール工業地帯の保有を根據として、西獨は依然としてヨーロッパ經濟における中核地帯たる地位にあり、これをめぐるとヨーロッパ重工業の形成——西歐經濟の地域的統合への途を拓きうるものと考えられる。^(註六)そしてこの觀點から西獨の鐵鋼業のもつ役割が將來に向つて大きく評價されねばならないのである。

(註一) Hohe Behörde, Dritter Gesamtbericht, S. 69.

(註二) Ibid. S. 67.

(註三) Ibid. SS. 75-76.

(註四) Ibid. SS. 78-79.

(註五) Ibid. S. 71 v. S. 74.

(註六) A. Predöhl, Deutschlands Stellung in der Weltwirtschaft. (Verhandlung auf der Tagung des Vereins für Sozialpolitik.) 1954.

社會政策と勞働の人間の構造

——いわゆる「賃勞働の理論」によせて——

中 鉢 正 美

社會政策 Sozialpolitik とは、十九世紀の中葉のドイツにおいてひろく用いられた言葉である。Social Policy というその譯語は、今日でこそ I. L. O. の文獻等にも屢々見受けられるが、二十世紀前半までの英米の學界では必ずしも一般的ではない。これは特にイギリス近世社會の成立とその思想的表現に對する、ドイツのそれの相違によるものと解されている。

中世封建社會の擴大は、一方に農民の獨立自營化、他方に市場交換の一般化を齎し、ここに、より廣範圍な經濟圏の確立と、そこにおける政治權力のより強力な統一とが、可能且つ必要視されるに至つた。この過程においては、中央集權國家による重商主義的保護政策と、資本の原始的蓄積を強行するブルジョアの利害との間には、ひとつの共存關係が存在したのである。しかしやがて資本がその自己運動の法則性を充分に發揮しうるまでに強力となり、且つその運動の範圍が、更に廣い世界經濟的擴がりを要求するに至つて、かかる共存關係はひとつの鬭争によつて清算されざるをえないことと

なる。イギリス近世社會の成立と、そのイデオロギイ的表現としての啓蒙思想の展開とは、かかる背景のもとに行われたということが出来る。イギリス古典派經濟學と、その自由放任の經濟政策もまた、その一翼を荷うものとして理解されなければならない。

このようなイギリス市民社會の發展に對して、いわゆる後進國の立場にあるドイツにおいては、その國家統一の段階において既にイギリス資本主義との競争のもとに、一擧にその國民經濟の近代化を強行せねばならぬ必要があつた。そこにおいては、市民的自由を獲得するための鬭争よりは、むしろ國民經濟の自立と發展とをめぐつて、絶對主義權力とブルジョアの利害との間に妥協を計らねばならぬ必要の方が痛感されることとなる。この必要は、一方國民經濟の外から、先進資本主義國の經濟的壓力として感ぜられるとともに、他方、かかる市民的自由の貫徹を通して資本家的所有の社會化を要求するプロレタリア勢力に對する共通の恐怖として、國民經濟の内部からも痛感される。後者はイギリスにおいては、一度は絶對主義權力から議會民主主義を獲得する鬭争において同盟し、この鬭争に成功した後、初めてその對立が表面化したものであり、その對立の基礎